

魚種転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚種転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する法人格を有する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合ならびに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合および水産加工業協同組合とする。

(2) イカ加工業者 イカを原材料として使用した商品を製造または加工する中小企業者等

(3) 主たる原材料 補助金の交付を受けようとする者が製造した商品において、その特徴を決定づけると一般に認識される原材料または次の加工をした原材料のうち、重量の割合が50%以上を占める原材料

ア 乾燥させたもの

イ 塩蔵したもの

ウ 調味したもの

エ 茹でたもの

オ 表面をあぶったもの

カ フライ種として衣をつけたもの

キ 蒸したもの

ク その他、商品の製造において必要な加工を行ったもの

この原材料において、単一で重量の割合が50%以上とならない場合は、重量の割合が多いものから順に複数の種類の原材料の重量

の割合が50%以上に達するものまでを主たる原材料に含めるものとする。

(4) 魚種転換 イカ加工業者が、平成28年4月1日以降に自社において主たる原材料としての利用実績がない、イカ以外の水産物または農畜産物を新たに主たる原材料として用いることをいう。

ただし、次に掲げるものを含む。

ア 平成28年4月1日以降、自社において主たる原材料としての利用実績がない種類のイカ

イ 平成28年4月1日以降、自社において主たる原材料としての利用実績がないイカの部位

(5) 新商品 イカ加工業者が魚種転換し自社において新たに製造し流通させる商品をいう。

(目的)

第3条 補助金は、イカ加工業者が、今後の不漁や原材料高を見据え、経営上のリスク分散対策として魚種転換し、第2条第1項第3号のAからクに掲げる加工を経て新商品を製造するにあたり、設備投資に係る経費の一部を補助することにより、当該イカ加工業者の経営基盤を安定化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社または工場を有するイカ加工業者であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年4月1日以降にイカを主たる原材料として使用した商品を製造し流通または加工した実績がある者

なお、流通には、原則として、店頭販売および通信販売は含まれないが、店頭販売および通信販売のみを行う者であっても、主たる業態が水産加工業である場合は、補助対象者として認めるものとする。

(2) 市税を滞納していない者

(3) 直近の決算期において債務超過の状態にない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に掲げる次の事業とする。

製造機械等の導入および改修支援事業

2 前項の事業は、市内の工場において行う事業に限るものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要とするものであって、別表第2に掲げる経費（消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。）とする。ただし、交付決定後に発注または契約し、交付決定年度内に納品および支出したものに限る。

2 補助対象事業において他の補助金等の交付を受けている、または受ける見込みである経費がある場合は、当該経費は補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に、別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、同表の補助上限額について予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(1) 申請者の概要が確認できる資料

(2) 平成28年4月1日以降にイカを主たる原材料として使用した商品を製造し流通または加工したことが確認できる資料（例：商品カタログ、流通伝票等の写し）

(3) 機械等を導入する場合は、当該機械等の耐用年数および概要が確認できる資料（例：見積書の写し、仕様書、カタログ等）

- (4) 機械等を改造または改修する場合は、当該機械等に行う改造または改修の概要が確認できる資料（例：見積書の写し、仕様書、改修図面等）
- (5) 導入または改造もしくは改修する機械等を使用して製造する新商品の生産工程図
- (6) 申請者が函館市税を滞納していないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類または図面
（実績報告）

第9条 補助対象者は、当該年度の補助対象事業が完了したときは、別記第2号様式の実績報告書により、市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、原則として、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し
（例：銀行振込受領書、領収証、支払証明書等）
- (2) 導入または改造もしくは改修を行った機械等の発注および納品が確認できる書類（例：発注書、契約書、納品書等）およびその機械等の写真、ならびに、その機械等を使用して製造する新商品の写真および概要がわかる資料（例：商品規格書、商品パンフレット、カタログ、商品イメージ画像等）
- (3) その他市長が必要と認める書類または図面
（補助金の交付）

第10条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

2 1事業者が1年度中に補助金の交付を受けることができるのは、1回とする。

なお、事業実施期間が複数年にわたる申請は認めないものとする。
（財産の処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が1件50万円未満のものを除く。）を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数もしくは製造物責任法第2条第3項で定める当該財産の製造業者等が公表する耐久年数のうちいずれか早い方の年数を経過した場合、または10年を経過した場合は、この限りでない。

（事業内容の公表）

第12条 市長は、第9条に規定する書類の内容を公表することができる。

（状況報告および調査）

第13条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業に係る状況について報告を求め、または調査することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

補助対象事業	摘 要	補助率	補助上限額
製造機械等の導入および改修支援事業	魚種転換に係る新商品開発に伴う製造機械等の導入または改修に対する支援	1 / 2 以内	5 0 0 万円

別表第2

製造機械等の導入および改修支援事業

補助対象経費	備 考
1 機械等導入費	補助対象事業に要する，1件10万円以上の機械等の導入に必要な経費
2 機械等改修費	補助対象事業に要する，機械等に係る1件10万円以上の改造または改修に必要な経費
3 その他市長が必要と認める経費	

注) 上表の「機械等」は，魚種転換による新商品の生産工程に使用し，かつ，1年以上継続して使用できる機械装置および工具器具備品（例：処理・加工機器，冷凍・冷蔵貯蔵機器，衛生管理機器，包装用機器，検査機器，出荷用機器，自動選別機，フードカッター，ラック等）をいい，建物，建物附属設備，構築物および車両運搬具ならびに汎用性の高い事務用機器等（例：パソコン，プリンタ，電話機，デジタル複合機等）は除く。

別記第1号様式（第8条）

年度 補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者 企業名または団体名
代表者氏名

（魚種転換支援事業補助金）

補助対象事業の名称 _____

上記の補助対象事業に関し、補助金の交付を受けたいので、魚種転換支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の目的およびその概要
- 2 補助対象事業の着手および完了の予定期日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

- 3 他の補助金の活用の有無

有・無	（「有」の場合は、該当する補助金名及び事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を記載してください。）
-----	---

- 4 事業計画書 別紙1のとおり
- 5 収支予算書 別紙2のとおり

事業計画書

2 製造機械等の導入および改修支援事業

新商品の名称（仮称も可）および概要						
名称：						
概要：						
新商品の主たる原材料名 （※主たる原材料がイカである場合は、その種類または部位も記載）						
原材料：						
<input type="checkbox"/> 上記原材料について、平成28年4月1日以降に主たる原材料としての利用実績はありません。						
補助対象事業により導入または改修する機械等						
（単位：千円）						
区分	品名（製造元、型式）	数量	単価	金額	設置場所	備考
補助対象事業により導入または改修する機械等の具体的内容						
補助対象事業完了後の事業計画（研究開発、設備投資、商品販売等）						
実施スケジュール						
年度	月	月	月	月		

- (注) 1. 事業計画書の内容について、詳細に記載すること。（別紙も可）
2. その他必要と認めた書類を添付すること。

収支予算書

収入の部

(単位：千円)

項 目	予算額		内 訳
		うち補助対象 事業	
合 計			

支出の部

(単位：千円)

項 目	予算額		内 訳
		うち補助対象 事業	
合 計			

- (注) 1. 金額については、すべて消費税を除いた額で記載すること。
2. その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第2号様式（第9条）

年度 補助金実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住所

補助対象者 企業名または団体名

代表者氏名

(魚種転換支援事業補助金)

補助対象事業の名称

年 月 日付け函経食をもって補助金の交付の決定を受けた上記の補助対象事業は、年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定通知額 金 円

2 補助金振込先

銀行名	支店名	口座種類	口座番号
口座名義	(カナ)		

3 実績書 別紙1のとおり

4 収支決算書 別紙2のとおり

実 績 書

2 製造機械等の導入および改修支援事業

新商品の名称（仮称も可）および概要						
名称：						
概要：						
補助対象事業により導入または改修した機械等						
（単位：円）						
区分	品名（製造元、型式）	数量	単 価	金 額	設置場所	備 考
補助対象事業の実施による効果						
補助対象事業完了後の事業計画（研究開発，設備投資，商品販売等）						

- (注) 1. 実績書の内容について詳細に記載すること。（別紙も可）
2. 製造対象商品の写真および概要のわかる資料ならびにその他必要と認めた書類を添付すること。

収支決算書

収入の部

(単位：円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	
合 計							

支出の部

(単位：円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	うち補助 対象事業	
合 計							

収支差引額 円

注) 1. 金額については、すべて消費税を除いた額で記載すること。